

集客力向上，店舗環境の改善及び魅力ある店舗づくりのために，市内の事業者を利用して店舗の新築，改修等の工事を行った事業者を支援します。



## 指宿市魅力ある店舗づくり支援事業補助金

### 申請期間

令和8年9月1日(火)から令和8年11月30日(月)

### 補助内容

店舗新築などの工事に要した経費（消費税を除く）の20%以内 上限50万円

### 申請要件チェックリスト

- 市税に滞納がない
- 指宿市に住民登録のある個人または指宿市に本店を有する法人である
- 裏面に記載する対象業種を本市で営み，または営もうとする事業者である
- 指宿商工会議所または菜の花商工会の経営指導員からの経営指導をうけ，承認を受けている（経営計画書又は創業計画書）
- 工事等の合計金額が消費税抜き150万円以上である
- 補助対象経費の2分の1以上の金額相当分について，本市の法人市民税が課せられている法人又は本市に住民登録のある個人事業主を利用して施工又は購入をしている
- 裏面の【対象工事一覧】に該当する工事・購入等を行っている
- 対象となる工事などが令和7年4月1日から令和8年10月31日までに終了している
- 過去に「指宿市コア店舗出店支援事業」又は「指宿市魅力ある店舗づくり支援事業」を活用したことがない



### (ご注意ください)

- 予算に限りがありますので，申請額よりも補助金額が減額となる場合がございます。
- 申請内容に虚偽があった場合，補助金を返還していただく必要がございます。

## －対象業種－ 日本標準産業分類より引用

大分類	中分類	小分類
卸売業・小売業	各種商品小売業	全ての小分類
	織物・衣服・身の回り品小売業	全ての小分類
	飲食料品小売業	全ての小分類
	その他の小売業	全ての小分類
宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業・飲食店	全ての小分類 ※ただし, 宿泊業については簡易宿所に限る。
生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	全ての小分類

### 【対象工事一覧】

- (1) 新築, 増築, 改築等建物本体の躯体構造の新造又は改編を伴う工事
- (2) 床材, 内壁, 天井の張替え, 内装の塗装等
- (3) 襖, 障子, 網戸又は畳の張替え
- (4) 床, 壁, 窓, 天井等の断熱に関するもの
- (5) 扉の交換, ドアの電動化又は窓ガラス・サッシの交換
- (6) 間仕切りの変更
- (7) 厨房の改修又は給排水・衛生(換気を含む。)設備に関するもの
- (8) 給湯設備に関するもの又は電気・ガスに関するもの
- (9) エアコン(ビルトインタイプに限る。)の設置・交換
- (10) 洗面・トイレの改修又は水周りに関するもの
- (11) 理・美容業の客用椅子の取替え
- (12) 備品並びにじゅう器の購入及び設置に関する経費
- (13) 門扉又はブロック塀の設置, 駐車場の整備等
- (14) 植樹, 剪定等の植栽に関するもの
- (15) 外壁の塗り直し
- (16) 外構工事又は屋外設備の設置
- (17) 防犯用のカメラ又はライトの設置
- (18) 浄化槽の設置又は修繕
- (19) 室内カーテン, カーペット等の取替え
- (20) 事務用品の購入
- (21) ネットワーク・通信工事



### 【お問い合わせ】

指宿市役所 商工水産課 商工運輸係 ⑬番窓口

指宿市十町2424番地

電話：0993-22-2111 (内線：2312) Mail:shoko@city.ibusuki.jp

